

事務所ニュース 令和5年3月

丸一社労士事務所 藤根陽子

〒277-0835 柏市松ヶ崎 1194-228
TEL070-3791-0150 fax04-7196-6033
Mail fuji1@maru1.co
千葉県社会保険労務士会所属
登録番号 第12220001号

雪化粧の立山連峰→



新年度を控え、各機関より既に到着済とは思いますが下記2通を同封します。

- ・令和4年3月分(4月納付分)健康保険・厚生年金保険料額表(千葉県版)
- ・令和4年4月分から徴収の雇用保険料率表



年金制度改正 ①繰下げの上限年齢の引き上げの概要

年金受取りの繰下げ可能年齢を 70 歳から 75 歳に引上げされ、その場合の繰下げ増額率は最大 84%(0.7%×120 月)となる。(令和4年4月1日施行)

⇒繰下げ時に注意すること(年金機構 HP より抜粋)

- ・65 歳以後在職中の場合、在職老齢年金のしくみにより支給停止となる年金額は、増額の対象外。
- ・加給年金、振替加算は繰下げ待機中は支給されず、繰下げ増額の対象外
- ・年金額が高くなるほど、税金・社会保険料の負担が増す、他。

(75 歳以後、後期御高齢者医療の自己負担割合が高くなる可能性がある。)

年金制度改正 ②繰上げ受給時の減額率の引き下げ

年金の繰上げ受給をする場合、減額率の算出に用いる係数を1月あたり 0.5%→0.4%に変更され

繰上げ減額率は最大 24%(0.4%×60 月)となる。(令和4年4月1日施行)

⇒繰上げ時に注意すること(年金機構 HP より抜粋)

- ・対象者は昭和37年4月2日以降生まれのもの(施行日の前日に 60 才に達していない者)
 - 昭和37年4月1日以前生れの人が繰上げ請求する場合は、改正前の率(0.5%/月 最大 30%)が適用となる。
- ・寡婦年金は受けられない。国民年金の任意加入・追納はできない。
- ・65歳に達するまで、雇用保険の基本手当や雇用継続給付が支給される場合、老齢厚生年金の一部又は全部が支給停止となる。・老齢基礎年金と老齢厚生年金は別々に繰上げできない他

雇用調整助成金特例措置(コロナ特例)の終了

特例措置(コロナ特例)の経過措置については、令和5年3月31日で終了することとなっています。

4月以降については支給要件を満たせば通常制度を利用できますが1年のクーリングオフ期間が必要となる予定です。(参照 www.mhlw.go.jp/content/11600000/001064482.pdf)

同じくコロナ感染症対応のための特例措置として実施されてきた『小学校休業等対応助成金・支援金』も令和5年3月31日で終了しますが、4月以降は経過措置として支給要件等を変更した上で『両立支援等助成金』の育児休業等支援コースに『新型コロナウイルス感染症対応特例』を設け9月末まで対応の予定です。

労務メモ 振替休日と代休のちがいは？

振替休日: 定められた休日を、事前に決めた別の労働日と交換して与える休日のこと。

- ① 労働した日は休日労働にはならない
- ② 同一週内で振替えた場合は、通常の賃金の支払いでOK
- ③ 週をまたがって振替えた結果、週の法定労働時間(通常 40h)を超えた場合には、時間外労働に対する割増賃金が必要。

代休: 休日に労働させ、事後に代わりの休日を与えること

- ① 労働した日が法定休日の場合、法定休日割増賃金の帳消しにはならない。
- ② 労働した日が法定休日でない場合でも、その週の法定労働時間(通常 40h)を超えた場合には、時間外労働に対する割増賃金が必要。

※当事務所では、建設業の一人親方や事業主様や役員の方が労働災害に加入できる特別加入制度も受付けております。お気軽にお問い合わせください。

※※ ニュースで取り上げてほしい内容等がありましたらお気軽にご連絡ください。

まじめな経営者様をご予算に合わせて、ていねいにサポート！

☎ 丸一社労士事務所 藤根陽子

〒277-0835 柏市松ヶ崎 1194-228

TEL070-3791-0150 fax04-7196-6033 Mail:fujii@maru1.co